

11 地区防災計画策定地区

地 区 名	策定時期	備 考
志布志地区 (下八坂、西水洗、東水洗、南下町、下有明自治会)	平成 29 年 3 月	

志布志市志布志地区防災計画

下八坂・西水洗・東水洗・南下町・下有明自治会版

平成 29 年 3 月

自然災害から命を守るための10か条

- 1、住み慣れた地区にどのような災害が起こるのか知っておきましょう
志布志では、台風、大雨、土砂災害、地震、津波などが想定されます
- 2、避難する場所を知っておきましょう
災害によって避難する場所が変わってきます
- 3、避難場所までの安全に避難できる経路、到着時間を知りましょう
散歩や通勤通学時を利用して実際に歩いてみます
- 4、非常持ち出し袋を準備しましょう
水、食料、薬など自分に合わせた物品を準備します
- 5、防災訓練には積極的に参加しましょう
訓練は、普段の備えが大丈夫なのか確認する作業です
- 6、普段から自治会（自主防災組織）の活動に参加しましょう
顔の見える関係作りが、いざというときに効果を発揮します
- 7、災害が起こりそうなときは、テレビやラジオ、市の防災情報に留意しましょう
公的情報を確実にキャッチすることが安全につながります
- 8、早期避難、率先避難を心がけましょう
避難に早すぎるということはありません。自ら避難することが他の人の避難をうながします
- 9、となり近所と協力して防災・減災に取り組みましょう
お互い様の意識で助け合うことが安全安心につながります
- 10、避難所の自主運営に協力しましょう
避難所生活では生活不活発病が心配です。避難所でも積極的な生活を心がけることが大事です

1 はじめに

志布志湾奥に面した志布志地区は、豊かな自然の恵みを享受してきた地域であるとともに、歴史ある神社仏閣が点在し、古くから交通の要衝として栄えてきた旧市街である。一方、様々な自然災害にさらされてきた歴史を想起させる地形と街並み持つ地区でもある。先人は、普段はこの地区での生活を満喫し、ある時は自然の脅威をやり過ごすことで、志布志の歴史を脈々と築いてきたのである。

昨今の公的情報で想定されている志布志地区の自然災害としては、南海トラフや日向灘沖地震、および、それらに由来する津波のほか、極端な気象の変化による台風をはじめとした大規模な風水害や、それに起因する高潮、土砂災害が挙げられる。志布志地区を取り巻く自然災害発生の可能性は、決して低いとは言えず、むしろ、自然災害は必ず起こるものと考えねばならない。また、地区の特性として、高齢者の地区人口に占める割合の高さや生活道路の幅員の狭さが、避難行動を難しくしている側面も考慮しなければならない。

よって、防災・減災活動の充実を期し、地区内外で起こりうる自然災害からの被害を最小限に食い止めるため、志布志市地域防災計画の下位計画と位置付けられる「志布志地区防災計画」を定めるものとする。この計画を元に、地区内の防災意識の高揚と自然外力からの被害軽減を図り、同時に、防災・減災の視点から、自治会活動の活性化や地区の連携強化を図るものである。

2 計画の目的

この計画は、志布志地区防災計画と称し、地区内の下八坂・西水洗・東水洗・南下町・下有明自治会版として、5自治会（自主防災組織）の防災活動に関する計画を定め、自助・互助・共助によって、自然災害による、人的、物的被害の発生、および被害拡大の防止または低減を目的とする。

3 行動指針

地区住民は、避難行動、避難場所や避難所の自主運営、防災訓練を以下の行動指針に沿って、自治会（自主防災組織）の活動として自助・互助・共助の精神に基づいて行う。また、住民は、以下の指針を積極的に推進することが望ましいが、計画上の活動は強制されるものでも、義務を負うものでもない。

4 計画事項

この計画に定める事項は次の通りとする。

- (1) 防災組織の編成及び役割分担に関すること
- (2) 防災知識の普及、訓練に関すること
- (3) 情報収集、伝達に関すること
- (4) 出火防止、初期消火など被害軽減に関すること
- (5) 救護、要配慮者に関すること
- (6) 給食・給水、備蓄に関すること

5 組織の編成と役割分担

平素、または災害発生時の応急活動を効果的に行うために、前項（２）～（６）に対応した組織を編成する。

※自治会の人口や年齢構成によっては班編成を簡易とすることも考慮し、地区全体の班編成とする。

－ 1 情報生活班

	役 割
日 常	・ 名簿、連絡網の整備、防災意識の啓発活動 ・ 補給施設班と共に避難場所等の整備に協力
災害発生時	・ 災害弱者に関する情報、避難情報、生活支援情報、安否確認情報などの情報収集及び広報 ・ 避難所等での生活全般事項（給食、給水、清掃など）の掌握

－ 2 避難誘導救護班

	役 割
日 常	・ 避難場所、避難所、及びその経路の把握（情報生活班、補給施設班と協力） ・ 要配慮者の把握、衛生物資の備蓄
災害発生時	・ 避難時の誘導、避難行動要支援者の支援 ・ 傷病者の応急手当と搬送、衛生管理、要配慮者の生活支援

－ 3 補給施設班

	役 割
日 常	・ 備蓄品の補充、出納管理、避難場所等や避難路の点検整備
災害発生時	・ 初期消火、避難場所の保守管理、災害時の応急的な補修、備蓄品の管理全般を掌握

6 避難計画

早期避難を基本とし、組織の編成にしたがって以下のとおりに行動する。

- ・ 地区住民は、普段から避難場所や避難所、避難経路の把握に努め、準備している非常持出し品袋を持参して避難できるようにしておく。

例）普段の散歩の時に避難場所や避難所まで歩いてみる

- ・ 普段から市や公的機関、テレビ、ラジオ等の情報発信に留意し、早期避難を心掛ける
- ・ 要配慮者（避難に時間がかかる人や支援が必要となる人）は、公的避難所の開設をもって避難開始（避難準備・高齢者等避難開始）とする。また、台風や豪雨等により風水害、土砂災害が予見される場合は、一時避難場所、避難所が開設され次第、早めに（土砂災害警戒情報発令の際は直ちに）事前に定めた場所、最寄りの場所へ自主的に避難する。必要があれば、避難情報発令前の避難（事前避難）も考慮する。

※ 自主避難体制については、自治会（自主防）と行政等が普段から協議しておく。

※ 要配慮者等と支援者の名簿は個人情報保護に留意して別途定める。

- ・避難するときは、なるべく複数で避難するように努める。
- ・避難誘導救護班員は、情報生活班員と協力して避難時に配慮を必要とする人を把握しておき、避難時には消防や警察と協力して、声掛け、誘導等の支援を行う。
- ・いったん避難したら、地区全体の安全が確認されるか、警報・注意報が解除されるまで、または避難した場所が危険な状況にならない限り、もしくは行政機関等から移動の指示が無い限り、その場所から移動しないことが望まれる。
- ・津波が予見される場合や土砂災害等で避難所までの安全な避難ができない場合は、直ちに直近の高所や緊急一時避難場所へ避難する。各自治会の緊急一時避難場所（地区住民が指定）は以下の通り。記載のない場合は市が指定する避難所とする。
 - ※命を守るために一時的に避難をする場所を「避難場所」と呼び、避難が長期化した際に生活を送る場所を「避難所」と呼ぶ

津波の場合

- 緊急一時避難場所 : 金剛寺境内、志布志中学校など
 : 標高 10m以上の場所
 : 直近の頑丈な建物（津波避難ビル）等の 4 階以上

風水害、土砂災害時

- 一時避難場所 : 志布志地区公民館分館（2 階）、文化会館
- ・志布志市が指定する公的避難所、住民が定めた主要な緊急時避難経路や一時避難場所は末尾の資料に記す。
 - ・避難することで更なる危険が予見される場合は、その場で命を守る最善の方法を取る。

避難場所、避難所の自主運営等

- ・自助、互助、共助の精神に則り、施設管理者と自治会（自主防）等が協働して整備、運営する
- ・地区内の団体、事業所等との連携に努め、地区活動や地区防災計画への参画を促す
- ・避難経路となる道路の保守整備に協力する

7 訓練計画

- ・行政と連携し、年度毎に避難訓練を行うよう努める。地区や自治会行事の際に、避難訓練や炊き出し、消火訓練、避難路整備等を組込んで、防災・減災意識の啓発を行うことが望ましい。
- ・訓練を行う際は、第 4 項で示した内容に即し、連携した訓練や点検を行う。
 - 例：補給班は備蓄品の点検を行い、賞味期限の来る食料等は新しい物資に取り替え、古いものは炊き出し等に利用する（ローリングストック）など
- ・地区住民は、避難訓練を行う際に、各自非常持ち出し品の点検を行う。
- ・情報生活班は、1 年に 1 回、情報収集伝達訓練を行うよう努める（避難訓練時等も可）。
- ・避難誘導救護班は、2 年に 1 回、応急手当訓練（消防の講習等）を行うよう努める。
- ・施設班は、可能な限り 1 年に 1 回、避難場所等の点検整備を行う。

8 備蓄計画

- ・ 地区住民は、平素よりリュックサックのように背負える非常持出し品袋（水、食料、タオルや着替えなどが入ったもの）を準備し、自宅出入口等に配置しておく。
- ・ 隣近所でお互いに融通できる物資は、互助、共助の精神で共同備蓄管理できる。
- ・ 一時避難場所も含めて、必要な備蓄品のリストを作成し、順次整備していく。整備方法は寄付、購入、持ち寄りなどとし、シートや毛布など必要性の高い物から整備する。
- ・ 市が指定する避難所への備蓄は、管理者との事前協議により備蓄場所を決定する。

9 付記

- ・ この計画は年度毎に要配慮者や避難経路、備蓄品、各班構成の見直しを行う。
- ・ この計画の内容は、地区の自主防災組織代表者会において、参加者の過半数をもって変更できる。変更した際は、速やかに志布志市へ届出るものとする。
- ・ 資料として地区防災マップ、要配慮者・支援者名簿、組織表様式を収載する。
- ・ この計画は平成29年4月1日より施行する。

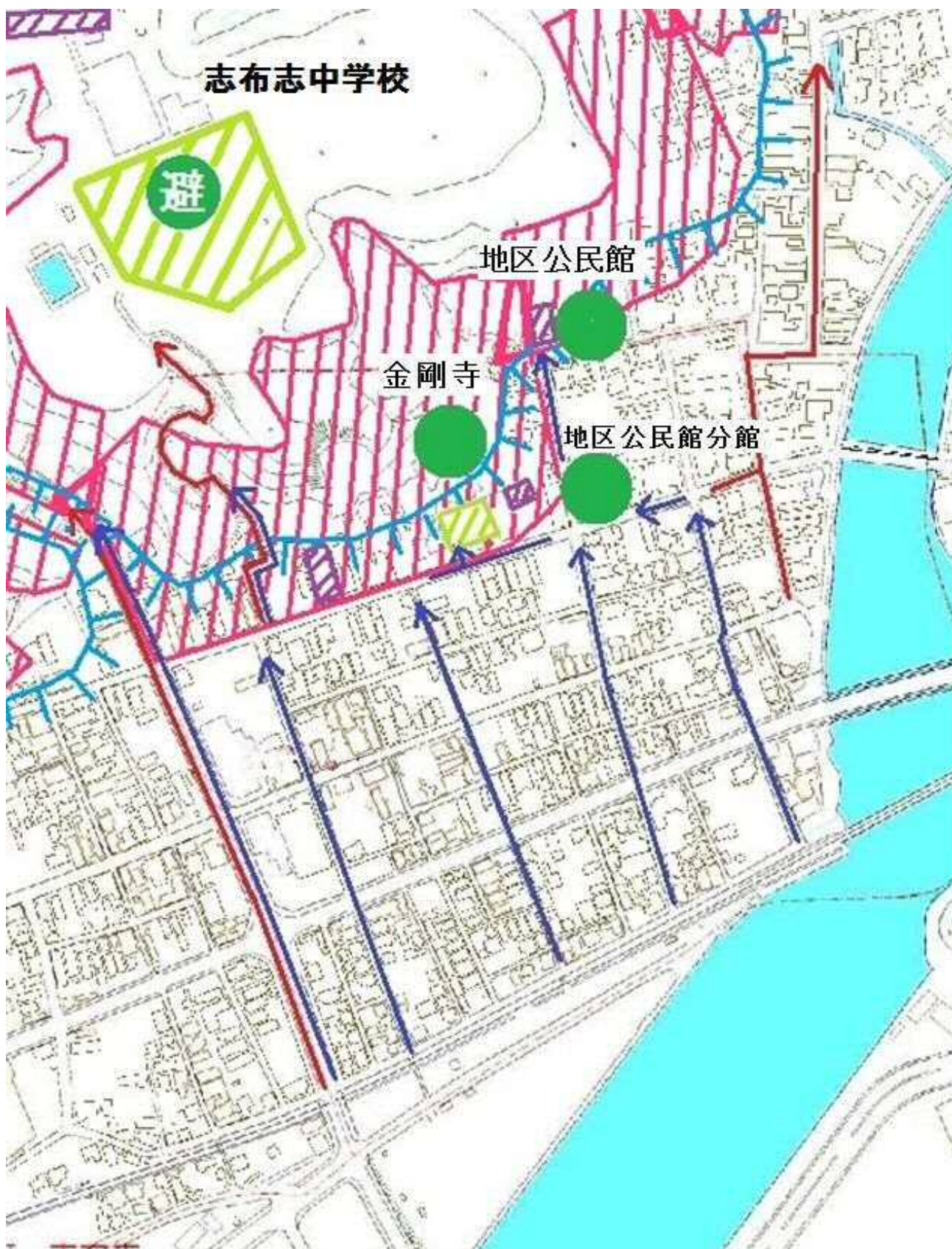
■資料

地区防災マップ凡例

※住民情報による成果物であり市の公式防災マップとは異なる



下八坂・西水洗・東水洗・南下町・下有明 防災マップ



要配慮者・支援者名簿様式

※支援候補者は要配慮者の安全責任を負うものではない

※（特）は特段の配慮を要する人を示す

自治会	要配慮者（特）	要配慮者	支援候補者
下八坂			
西水洗			
東水洗			
南下町			
下有明			

志布志地区自主防災組織・地区防災計画組織表

◎は班長、○は副班長

自治会長・副会長名	情報生活班	避難誘導救護班	補給施設班
下八坂 会長	◎	◎	◎
副会長	○	○	○
西水洗 会長	◎	◎	◎
副会長	○	○	○
東水洗 会長	◎	◎	◎
副会長	○	○	○
南下町 会長	◎	◎	◎
副会長	○	○	○
下有明 会長	◎	◎	◎
副会長	○	○	○